

平成 29 年度住宅用太陽光発電設備導入支援事業

補助金 Q&A

(平成 29 年 3 月 31 日作成)

1. 制度全般 (補助金について)
2. 制度全般 (対象について)
3. 補助金申込について (書類、記入について)
4. 補助金申込について (補助対象経費について)
5. 補助金交付申請(兼実績報告兼請求書)について
6. 計画変更・中止手続きについて

1.制度全般 (補助金について)

Q1-1 平成 29 年度の補助金は、平成 28 年度とどこが違いますか？

A1-1 補助額は 1kW あたり 10,000 円 (上限 40,000 円) で変更はありませんが、申込の受付期限が平成 29 年 9 月 29 日(金)になります。詳細は、ホームページでご確認ください。

Q1-2 平成 29 年度の補助金の予定件数はどのくらいですか？

A1-2 既築住宅で 2,000 件を予定しています。(予算額 8,000 万円)

Q1-3 補助金はいくらもらえますか？

A1-3 1kW あたり 10,000 円で上限が 40,000 円となります。(既築住宅が対象)
※10,000 円に太陽電池の公称最大出力合計 (kW 表示で小数点 2 桁未満切り捨て) を乗じた額で、40,000 円を上限とします。

Q1-4 国や市町等の補助金との併用は可能ですか？

A1-4 他の自治体の補助金との併用禁止規定はありませんので可能です。
但し、県・市町等の補助金総額が補助対象経費を上回った場合には補助金を交付できませんのでご注意ください。

Q1-5 H29 年度の申込書等が欲しいのですが、どのように請求したらよいですか？

A1-5 静岡県地球温暖化防止活動推進センターのホームページからダウンロードしていただくか、窓口を用意してありますので取りに来ていただければお渡しできます。

2.制度全般 (対象について)

Q2-1 なぜ既築住宅が対象ですか？

A2-1 既築住宅への太陽光発電設備の設置は、新築住宅への設置よりも費用負担が大きく、新築住宅への設置は進んでいる状況から、静岡県は既築住宅への設置のみが助成対象となりました。

Q2-2 既築住宅とはなんですか？

A2-2 「既に存在する住宅 (住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号) 第 2 条第 1 項) に規定する住宅をいう。) であって、同条第 2 項に規定する新築住宅でない住宅」とします。

但し、新築であっても住宅の引き渡しを受けてから太陽光発電設備を設置する場合は本補助事業の対象とします。(住民票の住所変更が完了していること。新築建物が引渡し後、足場の取れた建物全体写真が必要です。)

Q2-3 補助対象者の条件とはなんですか？

A2-3 静岡県内の既築住宅に、太陽光発電設備を設置される方（個人・法人（個人事業主を含む）で申込者と電灯契約者（電力受給契約予定者）及び工事注文者（補助対象経費を全額支払う方）が同一であることが条件になります。

Q2-4 住宅と店舗（事務所）が一緒になっていますが、対象となりますか？

A2-4 当補助金は住宅用太陽光発電設備が対象となっておりますので、住居も兼ねている店舗等に設置する場合は、住宅用とみなし対象となります。

Q2-5 別荘に設置する場合は対象になりますか？

A2-5 県内の別荘に設置する場合は対象になりますが、建物の用途（居宅）を確認するため、建物の登記簿謄本の提出をお願いしております。

Q2-6 新設するカーポートに設置する場合は対象になりますか？

A2-6 発電した電気を住宅で使用する場合は対象になります。
申込み時にカーポートの設置予定場所の写真と、図面をご提出ください。

Q2-7 過去に補助金を受給しています、今回増設を考えていますが補助金の対象になりますか？

A2-7 過去に設置した分を含めて太陽電池モジュール又はパワーコンディショナの出力の内いずれかが10kW未満であれば対象になります。
またこの場合パワーコンディショナも増設又は取り替えて容量を上げる必要があります。

Q2-8 28年度申込んだが実績報告の提出期限に間に合わなかった。29年度で申請できますか？

A2-8 工事が完了又は着手しているものは申請できません。

Q2-9 二世帯住宅の場合、申請することができますか？

A2-9 系統連系ごとに申請できます。
（申込者＝電力受給契約者＝工事注文者）で各々申請できます。

Q2-10 建売住宅への設置は対象になりますか？

A2-10 建売住宅を購入し、引き渡しを受けた後に太陽光発電設備を設置する場合は、補助の対象になります。引渡しが確認できる書類（完成検査済証、売買契約書の写し等）を提出していただきます。
※すでに太陽光発電システムが設置されている建売住宅を購入する場合は、補助の対象になりません。

Q2-11 購入した中古住宅への設置は対象になりますか？

A2-11 中古住宅の引き渡しを受けた後に太陽光発電設備を設置する場合は、補助の対象になります。引渡しが確認できる書類（売買契約書の写し等）を提出していただきます。

Q2-12 リフォームに合わせて設置する場合は補助対象になりますか？

A2-12 補助対象になります。但し、大規模な改築工事等の場合は、個別に確認させていただきますのでお問い合わせください。

3.補助金申込について（書類、記入について）

Q3-1 敷地内ですが番地の違う倉庫等の屋根に太陽電池モジュールを設置し、発電した電気を自宅に使おうと思います。この場合、システムを設置する住所というのは、太陽電池モジュールを設置する倉庫等の住所ですか？電気を使用する自宅の住所ですか？

A3-1 システムを設置する住所は電気を使用する（連系点のある）住所となります。

Q3-2 工事着工前の写真について、対象システムを設置しようとする建物全体写真とありますが、倉庫等に設置する場合は、倉庫等の写真でいいですか？

A3-2 設置しようとする建物全体写真とは太陽光パネルを設置し、実際に電気を使用する建物です。倉庫や車庫等の電気を使用しない建物に設置の場合は、それぞれの写真が必要となります。

Q3-3 パワーコンディショナを設置する予定位置が申込時の写真位置と変更になった場合はどうしたらいいですか？

A3-3 変更になった場合は、工事をする前に日付入りの着工前の写真を撮り、実績報告時に設置後の写真と一緒にご提出ください。写真を添付できない場合は、理由書の提出をお願いします。

Q3-4 申込書を提出してどのくらいで着工可能になりますか？

A3-4 申込書を受付し、書類を審査終了後(書類に不備がない状態で受理となります。)2～3週間程度で受理決定通知を送付致しますので、受理決定通知書を確認してから着工することが可能です。
※申込書の提出日ではありませんのでご注意ください。

Q3-5 カメラに日付を表示する機能がありませんが、どうしたらいいですか？

A3-5 ホワイトボード等(工事看板)に日付を記入し、写真に写り込ませて下さい。

Q3-6 リフォーム中で、別工事の足場で建物全体写真が撮れませんどうしたらいいですか？

A3-6 写真は現状を撮影してください。
建物の登記事項証明書(固定資産台帳(写し)・インターネット登記情報による代用は認めておりません)を提出していただきます。場合によっては現地確認等をさせていただきます。

Q3-7 申込書に記入した内容の訂正方法を教えてください。

A3-7 可能な限り訂正印の無い状態に再作成してください。訂正の場合は訂正箇所に二重線を引き、申込者の印鑑(実印)で訂正印を押してください。
建物所有者欄はそれぞれの建物所有者の印鑑で訂正して下さい。
工事内訳書に関しては、工事請負業者の印で訂正して下さい。
修正液等での訂正は認められません。

4.補助金申込について(補助対象経費について)

Q4-1 補助対象経費には、何が含まれますか？

A4-1 太陽光発電システムを動かすために必要なものは全て含まれます。但し、メーカーがオプションとして設定しているものは対象外です。
※「平成29年度住宅用太陽光発電設備導入支援事業取扱要領」の4頁別表を参照してください。

Q4-2 モニターは対象になりますか？

A4-2 モニターは原則対象外ですが、システム上必要不可欠の場合は対象経費に入れてください。

5.補助金交付申請(兼実績報告兼請求書)について

Q5-1 補助金の振込先は本人以外の名義の口座でも構いませんか？

A5-1 補助金の振込は申請者以外の口座にお振込みは出来ません。なお、通帳は繰越済ではなく現在お使いの通帳のコピーを添付してください。

Q5-2 振込やローンで代金を支払う場合、領収書が出ない場合があると思いますが、その際、支払を証明する書類はどのようなものになりますか？

A5-2 当補助金においては、申請者宛て(宛名はフルネームで記入のこと)の領収書(写し)の提出が必要です。販売先に領収書の発行をお願いしてください。

Q5-3 電力受給契約確認書のコピーについて、中電と東電の場合について教えてください。

A5-3 中電の場合：「発電設備の連系に関するお知らせ」のコピー。

東電の場合：東京電力パワーグリッドからメールで届く、「系統連系完了通知」のコピー。
(受給契約を申込み電気工事店様宛に系統連系完了メールが通知されます。)

Q5-4 「出力対比表」とはなんですか？

A5-4 各太陽電池モジュールの製造番号と個々の測定出力値等の一覧表です。

メーカーから発行される場合と、梱包材などについている製造番号票などから販売者（工事請負業者等）が作成する場合があります。

- ・メーカーから所定の書式で発行されたものは、その写しに申請者名を明記の上、提出してください。
- ・梱包材などの製造番号票から作成する場合は、ホームページで用意しました出力対比表の書式に製造番号票の写し(きちんと並べてコピーしたもの)を貼付、内容を記入の上、提出してください。

Q5-5 完了日の定義を教えてください。

A5-5 太陽光発電システムの設置が完了し、電力会社と対象システムの電力受給を開始した日を「完了日」と定めています。

Q5-6 実績報告書に記入した内容の訂正方法を教えてください。

A5-6 可能な限り訂正印の無い状態に再作成してください。

訂正の場合は訂正箇所にも二重線を引き、申込者の印鑑(実印)で訂正印を押してください。
修正液等での訂正は認められません。

6.計画変更・中止手続きについて

Q6-1 申込書の内容に変更が生じました。どうすればいいですか？

A6-1 計画変更・中止承認申請書を提出して下さい。様式はホームページにあります。

※補助金受理決定通知書を受領後、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、計画変更・中止承認申請書の提出と変更内容が確認できる書類(工事請負契約書・工事内訳書)が必要です。

- ア 補助事業の内容の変更（設備容量、型式の変更等）をしようとする場合
- イ 補助事業に要する額の変更（補助対象経費の変更等）をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

※設置場所や補助事業者が変更になる場合は、中止承認申請書を提出の上、その承認後、新たに補助金申込みを行ってください。

Q6-2 申込時よりも太陽電池モジュールの公称最大出力を増やした場合、補助金は増額されますか？

A6-2 一度受理決定された補助金額は増額しません。一方、減額はあります。

Q6-3 「補助金交付決定通知書」が届いた後に諸事情により事業が出来なくなりました。

どうしたらいいですか？

A6-3 計画変更・中止承認申請書を提出して下さい。様式はホームページにあります。